

令和3年度
黒潮町移住管理システム構築業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和3年7月

黒潮町

令和3年度黒潮町移住管理システム構築業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和3年度黒潮町移住管理システム構築業務委託(以下「本業務」という。)の内容及び本業務に係る公募型プロポーザルに関する各種手続、要件、選定等の内容について必要な事項を定めるものとする。

1. 業務の目的

本業務は、現在「Microsoft Excel」にて管理している移住相談カルテのシステム化を図ることにより、年々増加している移住相談に迅速かつ的確に対応し、移住者がスムーズに移住手続きを進める体制を構築することを目的とする。

この本町の趣旨に賛同する事業者に対し、本町の移住管理システム構築における具体的な要求事項の基準を示し、より積極的な提案を行えるよう本選定を実施する。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 令和3年度黒潮町移住管理システム構築業務委託
- (2) 履行期間 契約締結日～令和3年12月28日まで
- (3) 提案上限金額 2,600,000円(消費税及び地方消費税込)

3. 業者選定

(1) 選定方式

「公募型プロポーザル方式」とし、本町の業務に即し最も優秀なシステムを採用する。

4. 参加要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 本業務の受託選定は、単体企業、又は代表企業と構成企業からなる事業共同体の組織とします。
- (2) 事業共同体の結成要件
 - ① 自主的に結成された事業共同体であること。
 - ② 本業の履行に必要な要員を配置できる者であること。
 - ③ 事業共同体の構成員は、本プロポーザルに参加する単体企業又は他の事業共同体の構成員となることはできません。
- (3) 単体企業及び事業共同体の各構成員の参加資格要件
 - 構成員は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 黒潮町建設工事入札参加資格停止措置要綱に規定する入札参加資格停止処分を受けていないこと。
 - ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。

- ④法人税（個人は所得税）、消費税及び地方消費税の未納税額がない者であること。
- ⑤黒潮町から黒潮町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成26年3月19日規則第4号）に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込の期限日から審査委員会の審査までの期間に受けていないこと又は同規則第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。

5. 選定内容

(1) 選定方法

- ①評価に当たり、システム内容を公平かつ客観的に評価し最適な業者を選定するため、技術面、操作面及び経費の観点で評価する。

また、黒潮町移住管理システム構築業務委託評価基準(以下「評価基準」という。)に基づき、最も優れた提案を示した者を受託候補者とする。

②評価委員会の設置

ア. 受託候補者を選定するために黒潮町移住管理システム構築業務委託公募型プロポーザル評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

イ. 評価委員会では、提案内容の審査を実施することとする。

6. 選定スケジュール

- | | |
|-------------------------------|------------------|
| (1) 提出意思確認書等受付期限 | 令和3年7月16日 17時00分 |
| (2) 質問受付期限 | 令和3年7月16日 17時00分 |
| (3) 質問への回答 | 令和3年7月21日(予定) |
| (4) 提案書等及び見積書提出期限 | 令和3年7月30日 17時00分 |
| (5) プレゼンテーション及び
デモンストレーション | 令和3年8月中旬 |
| (6) 審査結果通知 | 令和3年8月下旬 |

7. 参加確認書類

(1) 提出書類

提出意思確認書(様式第1号) 1部

- (2) 提出日時 令和3年7月5日 9時00分から
令和3年7月16日 17時00分まで

- (3) 提出先 黒潮町(情報防災課 情報推進係)

- (4) 提出方法 郵送または持参。(ただし、持参の場合は土日祝日を除く9時から17時までとし、必ず事前連絡の上、来町すること。)

8. 提案方法

(1) 企画提案書

- ①提案書の作成は、黒潮町移住管理システム構築業務委託実施要領(以下「実施要領」という。)及び黒潮町移住管理システム構築業務委託基本仕様書(以下「基本仕様書」という。)に基づき作成すること。
- ② 記載に当たっては、できる限り専門的な用語は避け、何人にも理解しやすい表現とすること。
- ③提案手順の平準化を図るため、機能要件書(様式第6号)の内容に沿って以下の説明を実施すること。
 - ア. システムのサンプル図等を用いた機能の説明
 - イ. 機器操作手順の説明
- ③原則A4横長横書き片面とすること。ただし、やむを得ない場合は、A3判を折り込み可とする。
- ④提案書提出の際は、提案書表紙(様式第2号)、会社概要書(様式第3号)及び機能要件書(様式第6号)を添付すること。

(2) 見積書

- ①提案内容を実現するために必要となる費用を見積りすること。
※見積書作成に当たっては、見積書(任意様式)、見積内訳書(任意様式)及び見積明細書(任意様式)を提出すること。

(3) 提出部数

提出部数は以下のとおり。

- ①企画提案書正本1部、副本7部、電子媒体1部
- ②見積書1部(封入封緘押印のこと。)

(4) 提出期限

- ①提出日時 令和3年7月30日 17時00分(必着)
- ②提出先 黒潮町(情報防災課 情報推進係)
- ③提出方法 郵送または持参。(ただし、持参の場合は土日祝日を除く9時から17時までとし、持参の場合は必ず事前連絡のうえ、来町すること。)

(5) 注意事項

提出意思確認書(様式第1号)提出後に辞退する場合は、提案書提出期限までに「辞退届(任意様式)」を提出すること。なお、提案書提出後の辞退は認めない。

9. 質問及び回答

- (1)仕様書等に関する質問は、電子メールでのみ受け付ける。なお、件名を「黒潮町移住管理システム構築業務委託公募型プロポーザル質問書」とし、添付資料として(様式第4号)を添付すること。
 - ①受付期限 令和3年7月16日 17時00分まで
 - ②メールアドレス 10220010@town.kuroshio.lg.jp
- (2) 回答については、質問者を伏せた上で質問書に対する回答書を参加者全員にメールで通知する。
 - ①各社の質問内容及びそれに関する回答日 令和3年7月21日(予定)

10. 評価方法等

本業務の選定に当たっては、評価委員会において、企画提案書(プレゼンテーションを含む)、機能要件書及び経費見積書の内容を評価基準に基づき総合的に評価し、最も優れた提案を示した者を受託候補者とする。

(1) 採点方法

- ①各委員は、評価基準に基づき採点する。
- ②各委員の採点を集計する。
- ③採点結果に基づき、受託候補者を選定する。

(2) プレゼンテーション

- ①提出した提案書の内容に沿って、プレゼンテーションを行う。
- ②プレゼンテーションの評価は、評価表のうち、中項目1～5を評価委員全員が評価する。
- ③プレゼンテーションの実施時間は、提案説明20分、質疑応答10分とする。

なお、日程及び詳細については、別途通知する。

(3) 評価結果の通知

提案書の提出をした全ての業者に対し、書面にて評価結果を通知する。なお、評価結果に関して、特定されなかった理由以外の問合せ及び質問には一切応じない。また、評価結果に対して異議を申し立てることはできない。

11. 契約

選定された受託候補者に対して、提案内容が確実に履行されるか等の検証を行うとともに、仕様及び契約内容の細部について協議を実施する。協議の結果、本町が当該受託候補者を契約の相手方として適当と認めた場合、契約を締結する。なお、受託候補者と協議が整わない場合は、次点者と協議を実施する場合がある。

12. その他注意事項

- (1) 提案書に対するヒアリングは原則行わない。
- (2) 一度提出した提案書は、いかなる理由があっても差替えや再提出はできない。
- (3) 提案書の返却は行わない。
- (4) 提案書作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- (5) 提案書に虚偽の記載をした場合、提案書は無効とすることができる。
- (6) 提案書は、提出者に無断で他団体又は他者へ配布は行わない。ただし、本町組織内で複製、配布することがある。
- (7) 評価委員会の会議は非公開とする。
- (8) 選定手続等の一層の公平性、透明性及び客観性を確保し、町民に対する説明責任を果たすため、黒潮町情報公開条例(平成18年3月20日条例第12号)に基づき町が客観的に判断します。

なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他利益を害すると認められる情報は非開示

となりますので、該当がある場合には提出書類の該当部分とその具体的な理由を（様式第5号）により提出してください。その場合の開示・非開示の判断につきましても（様式第5号）を参考に、黒潮町情報公開条例（平成18年3月20日条例第12号）に基づき町が客観的に判断します。また、契約締結前においては公開しないものとする。

13. 評価表

大項目	中項目	評価の着目点	配点
①技術点	1. 業務の理解度・安定性	同種業務の実績等	150
	2. 機能に関する事項	目的、条件、内容等の提案	400
	3. 管理に関する事項	安定性、計画性、維持体制、実施体制等の提案	200
	4. 姿勢・意欲に関する事項	業務に対する姿勢など	100
②価格点	5. 構築費	見積額の妥当性	150
合計			1,000

※①技術点の2～4までは企画提案書に基づくプレゼンテーションによる評価